

うるま市告示第87号

うるま市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

うるま市長 中村 正人

### うるま市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

うるま市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱（平成29年うるま市告示第264号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号（一般介護予防事業）に基づき実施する、うるま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年うるま市告示第30号）第3条第2号ウの事業に関し、予算の範囲内で、うるま市地域介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 高齢者 本市に住所を有するおおむね65歳以上の者をいう。
- （2） 団体等 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人又は適切な事業運営が確保できると市長が認めた団体をいう。
- （3） 地域介護予防活動 市民による自主的に運営される活動のうち、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減又は悪化の防止を目的とする活動をいう。

（補助金の交付対象団体）

第3条 補助金の交付対象団体は、次の各号のいずれにも該当する団体等とする。

- （1） 団体等の代表者（以下「代表者」という。）及び団体等の主たる構成員（以下「構成員」という。）が、本市に住所を有する者（以下「市民」という。）であること。
- （2） 第9条第3項各号のいずれかに掲げる回数の地域介護予防活動を市内で1月以上実施していること。

- (3) 高齢者に対する支援を継続的に実施する団体等であること。
  - (4) 会則等を設定し、団体等の活動目的を明示していること。
  - (5) 過去3回以上補助金の交付決定を受けていないこと。
  - (6) 活動拠点初期整備事業を申請する団体等である場合は、第7条の交付申請時において6月以上活動していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 地域介護予防活動が設立目的ではない団体等
  - (2) 代表者又は構成員のみによる、専ら自らの楽しみを目的とした団体等
  - (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした団体等
  - (3) 実質的に暴力団員が運営していると認められるとき。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を構成員に持つ団体等
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域介護活動に係るもので次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 活動拠点初期整備事業
- (2) 運営事業

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業において必要となる経費であって、別表第1に掲げる経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費で支払いが翌年度以降となるものは、補助対象経費に含まれないものとする。
- 3 補助対象期間は、申請日の属する年度の4月1日から当該年度の3月20日までとする。

（補助金の額等）

第6条 活動拠点初期整備事業の補助金の額は、別表第2に掲げる額を上限とし、1回限りの交付とする。

- 2 運営事業の補助金の額は、別表第2に掲げる額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする団体等は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書(収支予算書の算出根拠となった資料又はその写し等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書により団体等に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定の際、必要な条件を付することができる。

(地域介護予防活動の実施内容)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた団体等(以下「交付決定団体」という。)は、次の各号に掲げる内容の地域介護予防活動を行うものとする。

- (1) 構成員を除き、1回当たり5人以上の高齢者が参加すること又は参加が見込まれるもの
- (2) 構成員だけでなく、地域の要介護者又は要支援者に相当する高齢者及び虚弱高齢者の参加が可能であるもの
- (3) 運動、体操指導、脳トレその他介護予防に資する活動で30分以上実施するもの
- (4) 高齢者同士又は世代を超えた地域住民の交流に資するもの
- (5) 次のアからウまでに掲げる条件を満たし、継続的に活動ができる場所で行うもの

ア 安全性が確保されていること。

イ 高齢者及び地域住民が気軽に参加することのできる家屋、自治会施設、集会所その他これに類する場所であること。

ウ おおむね5人以上の利用者が、一度に利用しても支障が出ない程度の広さが確保されていること。

2 交付決定団体は、前項に規定する内容については、参加者のニーズ等を配慮し、活動日及び活動時間(時間帯含む。)を定めるものとする。

3 交付決定団体は、1回当たり原則90分以上の地域介護予防活動を次の各号のいずれかの日数について行うものとする。

- (1) 週1回以上又は月4回以上（次号に該当するものを除く。）
- (2) 週2回以上又は月8回以上
- 4 交付決定団体は、地域介護予防活動において、原則2人以上の構成員を置くものとする。ただし、市長が、当該事業の実施に支障がないと認める場合は、構成員1人以上で運営することができる。
- 5 交付決定団体は、障がい者（児）及び子育て世代が容易に参加できる内容とするよう努めるものとする。

（事業の内容変更又は中止）

- 第10条 交付決定団体は、補助対象事業の計画の内容を変更する場合は、あらかじめ、事業計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得るものとする。
- 2 交付決定団体は、補助対象事業を中止しようとする場合、事業中止届により、市長の承認を得なければならない。この場合において、当該事業の中止が事業の中途の場合でも、それまでに要した費用に対する補助金は交付しないものとする。

（実績報告）

- 第11条 交付決定団体は、補助対象事業が完了した日若しくは前条の規定による中止又は廃止の承認後、速やかに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
- (1) 精算書
  - (2) 活動報告書
  - (3) 収支決算書
  - (4) 領収書その他の収支の事実を証する書類又はその写し等（市長が必要と認めるものに限る。）
  - (5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

- 第12条 市長は、交付決定団体から前条に定める実績報告があった場合には、当該事業の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により、交付決定団体に対し、通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第13条 交付決定団体は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定後に、補助金交付（概算払）請求書により市長に対し、補助金を請求するものとする。
- 2 交付決定団体は、前項の規定にかかわらず、第8条第1項により決定された交付決

定額のうち、初期整備費及び月額基本額分の年度内合計額を上限として、補助金交付（概算払）請求書により補助金の概算払を請求することができるものとする。ただし、活動拠点の開所加算額に係る補助金は、除くものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、交付決定団体が次に掲げる場合には、第8条第1項の交付決定（第10条第1項の承認を含む。この条において同じ。）を取り消し、又はその変更することができる。

- （1） 法令、この告示又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- （2） 補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
- （3） 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときには、交付決定団体に対し、補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定団体に補助金の返還を命ずるものとする。

（各種申請、通知書等の様式）

第15条 この告示の規定による各種申請書及び通知書等その他補助金交付の事務に必要な書類の様式は、別に定める。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

項目	内容
活動拠点初期整備事業	
活動拠点の整備	軽微な手すりの取付け
	軽微な段差の解消
	上記工事に付帯して必要な整備
活動拠点での運営に係る整備	備品購入費

その他	市長が必要と認める整備
運営事業	
謝礼金	講師謝礼金、委員謝礼金等
旅費	旅費、費用弁償等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料等
保険料	ボランティア保険、行事保険料等
使用料及び賃借料	会場等を使用するための費用、車両や機器類のリース料
その他	市長が必要と認める費用

別表第2（第6条関係）

項目		補助金額
活動拠点初期整備事業		
初期整備費		5万円（上限額）
運営事業		
基本額	1 週1回以上又は月4回以上地域介護予防活動を行った団体	月額 5,000円
	2 週2回以上又は月8回以上地域介護予防活動を行った団体	月額 10,000円
加算額		地域介護予防活動1回当たり 500円 (月額限度額 8,000円)